

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、月形町防災会議が作成する計画であり、月形町（以下「町」という。）の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、その対策について定め本町防災の万全を期することを目的とする。この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく月形町水防計画とも調整を図るものとする。

第2節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（町民が自らの安全を自らで守ること）、共助（町民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町、北海道（以下「道」という。）及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。さらに、災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等において幅広い町民の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第3節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
条 例	月形町防災会議条例（昭和37年月形町条例第16号）
町 計 画	月形町地域防災計画（昭和46年作成）
町 防 災 会 議	月形町防災会議
本 部 （ 長 ）	月形町災害対策本部（長）
防 災 関 係 機 関	月形町防災会議条例（昭和37年月形町条例第16条）第3条第5項に定める委員の属する機関
要 配 慮 者	災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定める町計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活に実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局札幌開発建設部 岩見沢河川事務所	災害に関する情報の伝達、収集に関すること 災害対策用機材等の地域への支援に関すること 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること
北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 第2維持課当別分庁舎	災害に関する情報の伝達、収集に関すること 災害対策用機材等の地域への支援に関すること 所轄国道の整備並びに災害復旧に関すること
北海道森林管理局 空知森林管理署	所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと

第2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊美唄駐屯地 (第2地对艦ミサイル連隊)	災害情報の収集と共有に関すること 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等の派遣に関すること 災害予防責任者が行う防災訓練への協力に関すること

第3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務	
空 知 総 合 振 興 局	地域政策部地域政策課	指定公共機関への災害応急対策及び災害復旧対策の実施要請に関する事
	札幌建設管理部 岩見沢出張所	災害に関する情報の伝達、収集に関する事 所轄道路及び河川の整備並びに災害復旧に関する事
	保健環境部保健福祉室 (岩見沢保健所)	災害時における医療活動及び防疫活動に関する事 被災住民の健康相談等に関する事
	森林室	所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施する事 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行う事

第4 警察機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道警察 札幌方面岩見沢警察署	住民の避難誘導及び救出並びに緊急交通路の確保に関する事 災害情報の収集と共有に関する事 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 犯罪の予防、取り締まり等に関する事

第5 月形町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町長部局	町防災会議に関する事 月形町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事 防災に関する組織の整備、資機材の備蓄、地域内の災害予防対策の調整に関する事 所轄施設の整備並びに災害復旧に関する事 災害に関する情報収集、被害調査及び報告に関する事 防災思想の普及、防災訓練の実施に関する事
教育委員会	災害時における被災児童及び生徒の救援並びに応急教育に関する事 教育施設の被害調査及び報告に関する事

第6 一部事務組合等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
岩見沢地区消防事務組合	災害情報の収集と共有に関する事 消防活動に関する事 水防活動に関する事 災害時における救助活動に関する事
月新水道企業団	災害時における飲料水及び生活用水の確保に関する事

第7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旅客鉄道株式会社 石狩当別駅	災害時における鉄道輸送の確保に関すること 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難住民の輸送について関係機関に対する支援に関すること
日本郵便(株) 月形郵便局 " 札比内郵便局	災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること 郵便、貯金及び保険の非常取扱いに関すること 災害ボランティア口座の取扱いに関すること
北海道電力株式会社 岩見沢支店	電力供給施設の防災対策に関すること 災害時における電力の円滑な供給に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (委任機関～(株)NTT東日本 一北海道 岩見沢支店)	気象官署からの警報の伝達に関すること 非常及び緊急通信の取扱いを行う他、重要通信の確保に関すること

第8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
月形土地改良区	土地改良施設の防災対策に関すること
篠津中央土地改良区	農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策に関すること
美唄医師会月形支部	災害時における救急医療に関すること

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局札幌開発建設部 篠津地域農業施設管理支所	災害に関する情報の伝達、収集に関すること 国営農業施設に係る災害復旧に関すること
月形刑務所	災害時における収容者の安全確保並びに逃走等の未然防止に関すること
月形学園	災害時における収容者の安全確保並びに逃走等の未然防止に関すること
月形町農業協同組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること
月形町社会福祉協議会	要配慮者に対する支援に関すること
月形町建設業協会	「災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定書」に関すること
月形商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に関すること
岩見沢地区危険物安全協会	危険物に対する保安対策に関すること

第6節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要となる。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを、より一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開する必要がある。

第1 町民の責務

地域における災害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対応

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導

第1章 総則

- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民運動の展開

災害による被害を軽減するため、町は防災士育成事業により各地域で活躍する防災士を養成し、地域防災力の強化を図る。

第2章 月形町の概要

第1節 自然条件

第1 月形町の位置

月形町は、北海道石狩平野の北西、空知総合振興局管内の南西部に位置し、北はトレシップタウンナイ川を境にして浦臼町、東南は、石狩川を隔てて美唄市、岩見沢市に、西から南西にかけては、石狩振興局管内の当別町と新篠津村に接している。また、国道275号が南北に走り、札幌市から北に約50kmの位置にある。

経緯は、東経141度35分～141度46分、北緯43度16分～43度27分であり、東西15.6km、南北12.8km、総面積151.05km²である。

第2 地形・地質

月形町の地形は、大別して山地丘陵と台地、低地に分けることができる。山地丘陵地は、北海道の北西部の大部分を占める「天塩山地」の南部にある増毛山地の東南部に位置する。最高峰は月形町の北端にある隈根尻山（標高971.4m）で、南に行くにしたがって低くなり50m～80mで台地に接する。台地は標高20m～80mであり、上位の山地丘陵地と低位の低地でなだらかに接続している部分が多い。低地は「石狩勇払低地」と呼ばれるなかの石狩低地帯北部にあり、古来、石狩川の氾濫により形成された地形である。

月形町周辺は、隈根尻山等の海底火山噴出によって地上に姿を現し、火山灰が海底に堆積して長期にわたる複雑な造山活動を繰り返したものである。樺戸山系の基礎は、弱変成岩をともなった隈根尻層で、花崗岩や輝緑岩を主体とし、上部は火山砕屑物になっている。月形町の中央部は須部都層、一番川層、望来層、金澤層、当別層、厚軽白内層、浦臼層を含む層となっている。河川の流域には、沖積層が堆積し、低地の大部分は沖積地と泥炭地を形成している。札比内川及び中小屋川の下流の扇状地堆積物は、谷底平野を埋めつくして石狩川の氾濫源に広く押し出していった。

第3 気候

月形町の気象は、海洋性と内陸性の両方の特性を持ち、四季を通じて昼夜の温度差は著しいものの、平均気温は、約7℃と概して温和な気候である。

年間降水量は1,400mm程度で、降雪は早く、初雪は11月上旬、根雪は12月上旬、融雪は4月下旬までと長く、特別豪雪地帯に指定されている。

また、近年は局地的な大雨や2,000mmを越える積雪量など警戒が必要な気候が観測されている。

第4 災害の記録

災害発生の記録については、別表1に記載

【参考】資料編1-1 別表1 月形町の災害発生記録